トークン規程(社員権トークン)

このトークン規程(以下「本規程」という)は、Re. Asset DAO合同会社(以下「本DAO」という)が本DAO総会規程第6条の総会投票で定める方法で発行する本DAO定款第6条で定める社員権トークン(以下、「本社員権トークン」という)を取得した社員権トークンホルダーの権利義務について定めるものである。

第1条(適用)

本規程は、本社員権トークンの購入及び利用に関する条件について、本DAOと社員権トークンホルダーと権利義務関係を定めることを目的とし、本DAOと社員権トークンホルダーとの間の本社員権トークンの購入及び利用に関わる一切の関係に適用されるものである。

第2条(定義)

本規程において使用する以下の用語は、以下に定める意味を有するものとする。

- (1)「本社員権トークン」本DAOがその保有者に対して、本規程に定める範囲で利用を許諾することを内容とするブロックチェーン上に記録された非代替性トークン(Non-Fungible Token)
- (2)「社員権トークンホルダー」本社員権トークンを本規程に基づき適法に購入し又は取得した者
- (3)「法令等」法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制の総称
- (4)「反社会的勢力」暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能 暴力集団その他の反社会的活動を行う団体又はその構成員

第3条(社員権トークンの発行等)

- 1 本DAO定款第6条第1項に関して、トークン発行ツールを使って本社員権トークンを発行し、以下の条件を満たした場合に、投票管理ツールで使用可能なウォレットで発行されるウォレットアドレスに本社員権トークンを付与、又は同ウォレットに移動できるように設定する。
- (1)トークン発行ツール: NMKR又はそれに準ずるツール
- (2)条件:払い込むべき金銭又は給付するべき金銭以外の財産の、着金又は給付の実現
- (3)投票管理ツール: Clarity又はそれに準ずるツール
- (4)ウォレット: 投票管理ツールで使用可能なウォレット
- 2 本DAO定款第7条第1項に関して、以上のツールを使って、本社員権トークンを取得した本社員権トークンホルダーは、氏名又は名称、住所及び本社員権トークンを取得するウォレットアドレスを記載し、本DAOにおいて、当該記載事項を電子定款の別紙となる社員名簿に自動で記載するものとする。

ツール:google form又はそれに準ずるツール

- 3 本DAO定款第6条第3項に関して、社員権トークンホルダーが、本社員権トークンを紛失した場合、業務執行社員に氏名又は名称及び住所並びに新しいウォレットアドレスを明記し、本人確認書類を提示した上で、再発行申請を行うものとする。業務執行社員は、5営業日以降10営業日以内に、社員名簿に記載があることを確認した上で、紛失した本社員権トークンを無効にし、当該新しいウォレットアドレスに本社員権トークンを再発行するものとする。
- 4 社員権トークンホルダーは、ウォレットを紛失した後、本社員権トークンが失効するまでの間に、善意の第三者に与えた損害に対して責任を負うものとし、当該社員権トークンホルダーに損害が生じた場合も本DAOは責任を負わないことを確認する。

第4条(社員権トークンホルダーの権利)

社員権トークンホルダーは、本規程及び本DAO定款その他本DAOの定める全ての規程に同意した場合に限り、次の各号に定める権利を有するものとする。

- (1) 本DAO定款第6条で定める社員となる権利
- (2) 社員権トークン1つあたり1議決票を持ち、議決票数の平方根の絶対値にあたる数の議決権を持ち、DAO総会規程第6条に定めるDAO総会投票に参加する権利
- (3) 前2号の他、本社員権トークンのメタデータに記載されている権利
- (4) 別途別紙により定めるユーティリティを享受する権利

第5条(社員権トークンの第三者に対する譲渡)

社員権トークンホルダーは、社員の事前の承諾なく、本社員権トークンを、本社員権トークンの 保有者たる地位と併せて第三者に有償又は無償にかかわらず譲渡することができる。

第6条(禁止行為)

社員権トークンホルダーは、本社員権トークンの購入・利用・譲渡等に関して、以下に定める行為を行ってはならない。

- (1) 本規程に違反する行為
- (2) 法令等に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (3) 本社員権トークンを代価弁済、送金又は決済の手段として利用する行為
- (4) 本社員権トークンを収益分配の手段として利用する行為
- (5) 本社員権トークンを担保の用に供する行為
- (6) 本DAO又は第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (7) 公序良俗に反する行為
- (8) 反社会的活動に関する行為、又は反社会的勢力に対する利益供与
- (9) 本DAO又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (10) 本DAO又は第三者を誹謗中傷する行為
- (11) 本DAOのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (12) 本DAOのネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし又は不正なアクセスを試みる行為
- (13) 個人が故意に二つ以上ウォレットで本社員権トークンを所有する行為
- (14) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (15) その他本DAOが禁止行為として指定する行為

第7条(免責)

- 1 本DAOはブロックチェーン上に記録された本社員権トークンの保有者を社員権トークンホル ダーとみなし、当該ブロックチェーン上に記録された本社員権トークンの保有者に対してサービス を提供するものとし、それ以外の者に対する一切の義務を負わないものとする。
- 2 本社員権トークンに関連して、社員権トークンホルダー及びその他の第三者が損害を被った場合、その損害発生の原因が如何なるものであっても、本DAOは、何らの法的責任も負わないものとする。
- 3 本DAOは、本社員権トークンを日本国外で購入、利用等することの適法性その他日本国法以外の外国法令における適法性の一切を保証するものではない。

第8条(反社会的勢力)

1 社員権トークンホルダーは、自己、又は法人の場合は自己の役員等(業務を執行する社員、理事、監事、取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わず経営に実質的に関与しているもの又はこれらの者と同等以

上の支配力を有する者を含む。)が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来 にわたっても該当しないことを確約する。

- (1)反社会的勢力
- (2)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 社員権トークンホルダーは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 社員権トークンホルダーは、本契約に関連して第三者と取引を行う場合であって、当該第三者が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該第三者との契約等の解除その他の反社会的勢力の排除のために必要な措置を講じる。

第9条(規約違反の場合の措置等)

- 1 社員権トークンホルダーが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、本DAOは、保有者に事前に通知又は催告することなく、当該社員権トークンホルダーの利用を制限または当該社員権トークンホルダーの社員権トークンの無効化をすることができる。
- (1) 本規程のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 社員権トークンホルダーが反社会的勢力に該当すると本DAOが判断した場合
- 2 本DAOは、本条に基づき本DAO等が行った措置により、当該社員権トークンホルダー又は社員権トークンホルダーであったものに生じた損害について一切の責任を負わない。

第10条(本規程の変更)

- 1 本DAOは、DAO総会規程に定める方法により、本規程を変更することができる。
- 2 本規程を変更した場合、変更後の本規程の効力発生日前までに、本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容とその効力発生日を通知するものとする。

第11条(その他)

本規程及び本社員権トークン利用に関する準拠法は日本法とする。また、本規程又は本社員権トークン利用に起因し又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【別紙】

本社員権トークンの本規程本文記載事項以外のユーティリティにつき、今後、別途別紙を定めるものとする。

トークン規程(ガバナンストークン)

このトークン規程(以下「本規程」という)は、Re. Asset DAO合同会社(以下「本DAO」という)が本DAO総会規程第6条の総会投票で定める方法で発行する本DAO定款第6条で定めるガバナンストークン(以下、「本ガバナンストークン」という)を取得したガバナンストークンホルダーの権利義務について定めるものである。

第1条(適用)

本規程は、本ガバナンストークンの取得及び利用に関する条件について、本DAOとガバナンストークンホルダーと権利義務関係を定めることを目的とし、本DAOとガバナンストークンホルダーとの間の本ガバナンストークンの取得及び利用に関わる一切の関係に適用されるものである。

第2条(定義)

本規程において使用する以下の用語は、以下に定める意味を有するものとする。

- (1)「本ガバナンストークン」本DAOがその保有者に対して、本規程に定める範囲で利用を許諾することを内容とするブロックチェーン上に記録された非代替性トークン(Non-Fungible Token)
- (2)「ガバナンストークンホルダー」本ガバナンストークンを本規程に基づき適法に取得した者
- (3)「法令等」法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制の総称
- (4)「反社会的勢力」暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能 暴力集団その他の反社会的活動を行う団体又はその構成員

第3条(ガバナンストークンの発行等)

- 1 本DAO定款第6条第2項に関して、トークン発行ツールを使って本ガバナンストークンを発行し、以下の条件を満たした場合に、投票管理ツールで使用可能なウォレットで発行されるウォレットアドレスに本ガバナンストークンを付与、又は同ウォレットに移動できるように設定する。
- (1)トークン発行ツール: NMKR又はそれに準ずるツール
- (2)条件:①払い込むべき金銭若しくは給付するべき金銭以外の財産の、着金若しくは給付の実現、又は②特定の量の取得すべきトークンの取得(本DAOから1,250リワードトークンを取得する毎に)
- (3)投票管理ツール: Clarity又はそれに準ずるツール
- (4)ウォレット: 投票管理ツールで使用可能なウォレット
- 3 本DAO定款第6条第3項に関して、ガバナンストークンホルダーが、本ガバナンストークンを紛失した場合、別途明示される方法に従って、再発行申請を行うものとする。DAO総会規程第6条に従い、DAO総会の決議を経た上で、紛失した本ガバナンストークンを無効にし、当該新しいウォレットアドレスに本ガバナンストークンを再発行するものとする。
- 4 ガバナンストークンホルダーは、ウォレットを紛失した後、本ガバナンストークンが失効するまでの間に、善意の第三者に与えた損害に対して責任を負うものとし、当該ガバナンストークンホルダーに損害が生じた場合も本DAOは責任を負わないことを確認する。

第4条(ガバナンストークンホルダーの権利)

ガバナンストークンホルダーは、本規程及び本DAO定款その他本DAOの定める全ての規程に同意した場合に限り、次の各号に定める権利を有するものとする。

(1) ガバナンストークン1つあたり1議決票を持ち、議決票数の平方根の絶対値にあたる数の議 決権を持ち、DAO総会規程第6条に定めるDAO総会投票に参加する権利

- (2) 前号の他、本ガバナンストークンのメタデータに記載されている権利
- (3) 別途別紙により定めるユーティリティを享受する権利

第5条(ガバナンストークンの第三者に対する譲渡)

ガバナンストークンホルダーは、トークンホルダーの事前の承諾なく、本ガバナンストークンを、本ガバナンストークンの保有者たる地位と併せて第三者に有償又は無償にかかわらず譲渡することができる。

第6条(禁止行為)

ガバナンストークンホルダーは、本ガバナンストークンの取得・利用・譲渡等に関して、以下に 定める行為を行ってはならない。

- (1) 本規程に違反する行為
- (2) 法令等に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (3) 本ガバナンストークンを代価弁済、送金又は決済の手段として利用する行為
- (4) 本ガバナンストークンを収益分配の手段として利用する行為
- (5) 本ガバナンストークンを担保の用に供する行為
- (6) 本DAO又は第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (7) 公序良俗に反する行為
- (8) 反社会的活動に関する行為、又は反社会的勢力に対する利益供与
- (9) 本DAO又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (10) 本DAO又は第三者を誹謗中傷する行為
- (11) 本DAOのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (12) 本DAOのネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし又は不正なアクセスを試みる行為
- (13) 個人が故意に二つ以上ウォレットで本ガバナンストークンを所有する行為
- (14) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (15) その他本DAOが禁止行為として指定する行為

第7条(免責)

- 1 本DAOはブロックチェーン上に記録された本ガバナンストークンの保有者をガバナンストークンホルダーとみなし、当該ブロックチェーン上に記録された本ガバナンストークンの保有者に対してサービスを提供するものとし、それ以外の者に対する一切の義務を負わないものとする。
- 2 本ガバナンストークンに関連して、ガバナンストークンホルダー及びその他の第三者が損害を被った場合、その損害発生の原因が如何なるものであっても、本DAOは、何らの法的責任も負わないものとする。
- 3 本DAOは、本ガバナンストークンを日本国外で購入、利用等することの適法性その他日本国法以外の外国法令における適法性の一切を保証するものではない。

第8条(反社会的勢力)

1 ガバナンストークンホルダーは、自己、又は法人の場合は自己の役員等(業務を執行する社員、理事、監事、取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わず経営に実質的に関与しているもの又はこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。)が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1)反社会的勢力
- (2)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 ガバナンストークンホルダーは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 ガバナンストークンホルダーは、本契約に関連して第三者と取引を行う場合であって、当該第三者が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該第三者との契約等の解除その他の反社会的勢力の排除のために必要な措置を講じる。

第9条(規約違反の場合の措置等)

- 1 ガバナンストークンホルダーが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、本DAOは、保有者に事前に通知又は催告することなく、当該ガバナンストークンホルダーの利用を制限または当該ガバナンストークンホルダーのガバナンストークンの無効化をすることができる。
- (1) 本規程のいずれかの条項に違反した場合
- (2) ガバナンストークンホルダーが反社会的勢力に該当すると本DAOが判断した場合
- 2 本DAOは、本条に基づき本DAO等が行った措置により、当該ガバナンストークンホルダー又はガバナンストークンホルダーであったものに生じた損害について一切の責任を負わない。

第10条(本規程の変更)

- 1 本DAOは、DAO総会規程に定める方法により、本規程を変更することができる。
- 2 本規程を変更した場合、変更後の本規程の効力発生日前までに、本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容とその効力発生日を通知するものとする。

第11条(その他)

本規程及び本ガバナンストークン利用に関する準拠法は日本法とする。また、本規程又は本ガバナンストークン利用に起因し又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【別紙】

本ガバナンストークンの本規程本文記載事項以外のユーティリティにつき、今後、別途別紙を 定めるものとする。

トークン規程(リワードトークン)

このトークン規程(以下「本規程」という)は、Re. Asset DAO合同会社(以下「本DAO」という)が本DAOへの貢献活動を行う本DAOの構成員に対して付与するリワードトークン(以下、「本リワードトークン」という)を取得した本リワードトークン保有者の権利義務について定めるものである。

第1条(適用)

本規程は、本リワードトークンの取得及び利用に関する条件について、本DAOと運営規程第21条(行動原則)で定める本DAO構成員と権利義務関係を定めることを目的とし、本DAOと本リワードトークンホルダーとの間の本リワードトークンの取得及び利用に関わる一切の関係に適用されるものである。

第2条(定義)

本規程において使用する以下の用語は、以下に定める意味を有するものとする。

- (1)「本リワードトークン」本DAOがその保有者に対して、本規程に定める範囲で利用を許諾することを内容とするトークン
- (2)「コントリビューター」本リワードトークンを本規程に基づき適法に取得した者
- (3)「法令等」法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制の総称
- (4)「反社会的勢力」暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能 暴力集団その他の反社会的活動を行う団体又はその構成員

第3条(リワードトークンの発行等)

- 1 本DAO定款第6条第1項に関して、以下のトークン発行ツールを使って本リワードトークンを発行し、以下の条件に従って、以下のウォレットに本リワードトークンを付与する。
- (1)トークン発行ツール: NMKR又はそれに準ずるツール
- (2)条件:以下の配布条件で、DAOでの活動への貢献の対価として与えられる。
- ○発行上限
- •100万枚
- ○アロケーション
- •社員権トークンホルダー: 12.5%
- ・コントリビューター:25%
- ・プロモーション:25%
- ·コーポレート: 10%
- ・ツール開発:5%
- •ファウンダー:5%
- •余剰:17.5%
- ○配布条件

DAOへの活動の貢献

- 清掃1回毎に、本リワードトークン125枚(25,000枚/年を上限とする)を付与する。
- ・宿泊プロモーション1泊完了毎に、本リワードトークン50~100枚(25,000枚/年を上限とする)を付与する。

・社員権トークンを保有していることに対する社員優待として、1社員権トークンあたり、会社法第623条第1項で定義される利益額を160円で除した数を、更に発行されている社員権トークン数で除した数の本リワードトークンを上限として付与する。など。

○その他条件

- ・上記の他、活動の貢献については、DAO内で必要な業務の割り出しを行い予算を設定する。
- ・社員またはコントリビューターは業務に対して応募し、業務が終わった際には報告を行う。その内容をもって、別途明示されているプロセスに従い、支払いを行う。
- (3)ウォレット: Yoroi又はそれに準ずるウォレット
- 2 コントリビューターが、本リワードトークンを紛失した場合、本DAOは再発行せず、何ら責任を 負わないものとする。

第4条(コントリビューターの権利)

コントリビューターは、本規程及び本DAO定款その他本DAOの定める全ての規程に同意した場合に限り、次の各号に定める権利を有するものとする。

- (1) 本DAOが提供する、特定の日付及び時間において「照季庵」を利用することのできるNFTと 本リワードトークン500枚で交換できる権利
- (2) 本DAOが提供するトークンと本DAO総会で決定したレートで交換できる権利
- (3) 前2号の他、本リワードトークンのメタデータに記載されている権利
- (4) 別途別紙により定めるユーティリティを享受する権利

第5条(リワードトークンの第三者に対する譲渡)

コントリビューターは、トークンホルダーの事前の承諾なく、本リワードトークンを、第三者に有償 又は無償にかかわらず譲渡することができる。

第6条(禁止行為)

コントリビューターは、本リワードトークンの利用・譲渡等に関して、以下に定める行為を行ってはならない。

- (1) 本規程に違反する行為
- (2) 法令等に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (3) 本DAO又は第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 反社会的活動に関する行為、又は反社会的勢力に対する利益供与
- (6) 本DAO又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (7) 本DAO又は第三者を誹謗中傷する行為
- (8) 本DAOのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (9) 本DAOのネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし又は不正なアクセスを試みる行為
- (10) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (11) その他本DAOが禁止行為として指定する行為

第7条(免責)

1 本DAOはブロックチェーン上に記録された本リワードトークンの保有者をコントリビューターとみなし、当該ブロックチェーン上に記録された本リワードトークンの保有者に対してサービスを提供するものとし、それ以外の者に対する一切の義務を負わないものとする。

- 2 本リワードトークンに関連して、本リワードトークンホルダー及びその他の第三者が損害を被った場合、その損害発生の原因が如何なるものであっても、本DAOは、何らの法的責任も負わないものとする。
- 3 本DAOは、本リワードトークンを日本国外で取得、利用等することの適法性その他日本国法以外の外国法令における適法性の一切を保証するものではない。

第8条(反社会的勢力)

1 コントリビューターは、自己、又は法人の場合は自己の役員等(業務を執行する社員、理事、監事、取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わず経営に実質的に関与しているもの又はこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。)が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1)反社会的勢力

- (2)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 コントリビューターは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 コントリビューターは、本契約に関連して第三者と取引を行う場合であって、当該第三者が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該第三者との契約等の解除その他の反社会的勢力の排除のために必要な措置を講じる。

第9条(規約違反の場合の措置等)

- 1 コントリビューターが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、本DAOは、保有者に事前に通知又は催告することなく、当該コントリビューターの利用を制限または当該コントリビューターの社員権トークンの無効化をすることができる。
- (1) 本規程のいずれかの条項に違反した場合
- (2) コントリビューターが反社会的勢力に該当すると本DAOが判断した場合
- 2 本DAOは、本条に基づき本DAO等が行った措置により、当該コントリビューター又はコントリビューターであったものに生じた損害について一切の責任を負わない。

第10条(本規程の変更)

- 1 本DAOは、DAO総会規程に定める方法により、本規程を変更することができる。
- 2 本規程を変更した場合、変更後の本規程の効力発生日前までに、本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容とその効力発生日を通知するものとする。

第11条(その他)

本規程及び本リワードトークン利用に関する準拠法は日本法とする。また、本規程又は本リワードトークン利用に起因し又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【別紙】

本リワードトークンの本規程本文記載事項以外のユーティリティにつき、今後、別途別紙を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。